

1 職員の処分内容

- (1) 被処分者 【所属】 企画情報部
【性別】 男
【年代】 20代
【役職等】 3級(主任)
- (2) 処分内容 停職 6か月
- (3) 処分年月日 令和4年6月30日 (同日付けで被処分者の退職願いを承認)

2 非違行為の概要と処分理由【女性宅への住居侵入罪及び鍵の窃盗罪】

被処分者は、令和4年3月12日の昼頃、2年前に交際を断られた女性宅に無断で侵入した「住居侵入罪」で同年6月7日淡路署に逮捕され、同年6月27日に侵入した女性宅の鍵の「窃盗罪」とあわせ、略式起訴(罰金刑)の手続きがとられた。

略式起訴(略式命令)の決定により、職員の行為は、地方公務員法第33条に反する信用失墜行為として、市民の模範となり信頼を得るべき公務員として自覚を欠いた行為であり、同法第29条第1項第1号(法令等に違反した場合)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)に該当することから、処分については、懲戒処分の「6か月の停職処分」とした。

3 市長のコメント

この度、処分を科すにあたり、本市の職員の一連の行為が、市民の皆様の信頼を損ねてしまったことに対し、心よりお詫びを申し上げます。

今後は、本市職員が、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為を起こさせないよう、綱紀粛正をさらに徹底し、市民の皆様への信頼回復に努めてまいります。